

令和 5 年度予算編成方針

1. 本市の財政状況と今後の見通し

令和 3 年度の決算状況は、財政健全化法に基づく健全化判断比率においては良好な状況を維持するとともに、市債残高は新市建設計画における財政計画の範囲内で抑えつつ、財政調整基金をはじめとした基金への適切な積み立てにより基金残高も増加となった。

しかし、歳入面では、市税が 1 9 0 億円台前半で横ばいとなり、地方公共団体の財政力を示す財政力指数は県内平均より低く、地方交付税等への依存度が高い状況となっている。

今後、市税は花園インターチェンジ周辺整備の効果により、一定の増収が見込まれるものの、生産年齢人口の減少に伴い、減少傾向が見込まれる。地方交付税は一定の規模で推移すると見込まれるものの、一般財源総額としては減少する見通しとなっている。

歳出面では、医療や福祉などに係る扶助費が増加するとともに、新庁舎整備をはじめとした大規模建設事業の財源対策として活用した合併特例債等の償還開始に伴い公債費も増加し、令和 9 年度には令和 3 年度から約 1 0 億円増の 4 0 億円を超える見通しとなっている。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原材料価格の高騰等への課題へ適切に対応する必要がある。

このような状況を踏まえた上で、本市の将来都市像の実現に向けて、持続可能な財政運営を図る必要がある。

2. 基本方針

令和 5 年度は、第 2 次深谷市総合計画後期基本計画の初年度となる。本市の持続的な発展に向け、後期基本計画の基本方針である「誰一人取り残さない みんながうれしい ふかや」を前提に、各施策を力強く推進するための予算を編成することとする。

各所属は、所管する前期基本計画の取組状況について評価・検証した上で、後期基本計画の推進に向け、更なる効率的・効果的な事業展開を図ること。

（１）主要プロジェクトの推進

後期基本計画では、少子高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症による先行き不透明な経済状況、気候変動への対応等、本市を取り巻く環境の変化を的確にとらえ、本市の将来都市像「元気と笑顔の生産地 ふかや」の実現に向け、各施策を着実に推進していく。

特に、重点的に取り組むべき課題を「まちづくりの課題」として整理し、この課題解決に向けて、先導的かつ重点的に推進すべき取組を主要プロジェクトとして位置づけ、効果的に資源配分していく。

後期基本計画の主要プロジェクトは、第２期深谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略の個別戦略としても位置づけられることも踏まえ、地方創生の一層の充実、深化に繋がるよう、全庁的に連携の上、効果的な事業展開を図ること。

（２）中長期的な財政の見通しに基づく予算編成

毎年度の予算編成においては、予め定めた財政の見通しに基づき、中長期的な視点から、効率的・効果的な資源配分と、継続した業務の効率化を進めた結果、各種財政指標においては良好な状況となっている。今後も財政の健全性を確保するため、財政の見通しに直近の決算実績等を反映し更新した上で、後期基本計画の「将来の見通し」の一つとして位置づけているところである。

この財政の見通しは、市税が減少傾向、扶助費や公債費等が増加傾向の中、災害等の緊急的な事象が発生した場合でも行政運営が継続できる財政基盤を見据えて策定しているものである。別に通知する令和５年度当初予算本要求上限額は、この見通しに基づき設定している主旨を踏まえ、各所属は上限額を遵守し、効率的・効果的な予算を編成すること。

（３）成果重視の予算編成

総合計画の進行管理と予算編成の一体的な推進により、限られた資源を最適に配分し、成果重視の行政運営を図る必要がある。各所属においては、別に通知する指示事項を踏まえ、各施策・事業の評価結果、まちづくり指標の達成状況等を十分検証の上、継続的に業務の改善を図ること。

特に、行政のデジタル化については、市民サービスの向上及び業務効率化などによる強固な行財政基盤づくりのため、積極的に推進する必要がある。一方で、導入に際しては、後年度負担が発生することを踏まえ、導入により得られる成果を具体的に積算・検証した上で予算を編成すること。

加えて、令和５年度は第２次深谷市公共施設適正配置計画の初年度となることから、計画の主旨を踏まえ、施設の適正量への移行を進めるとともに、複合化等の施設再編による新たな価値の創出を図ること。

3. 具体的事項

(1) 通年予算

現行制度に基づき、年間を通じた予算を編成すること。なお、年度途中における補正は、国の制度改正や緊急止むを得ない事由及び継続安定的な歳入を新たに確保するための必要最少額の経費を対象とする。

(2) 編成方法

各所属においては、各施策の「まちづくり指標」の目標達成に向け、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう事業内容を検討すること。

なお、予算計上にあたっては、適正額を適正科目に計上することを徹底されたい。

(3) 適切な債権管理

市政運営における確実な財源確保と負担の公平性を担保する観点から、収入未済額の縮減を図るとともに、適切な債権管理に努めること。

なお、各所属間の連携を密にとり、税・料等の名称を問わず、不納欠損を最小限に抑えること。

(4) 国・県の予算動向への対応

国及び県の補助制度の動向に注視し、補助を受けうる実額を的確に把握し、可能な限り特定財源の確保に努めること。

なお、補助事業であることを理由に事業採択を行うのではなく、事業本来の必要性により実施を判断されたい。

(5) 実態に即した予算編成、見積内容

前年度の決算額や現年度の執行状況を考慮の上、年度内に執行可能な業務量を的確に見積り、繰越明許が漫然と生じることのないよう留意すること。

積算根拠等の妥当性については、事業者からの見積もりに準拠するのではなく、十分な精査を行うこと。

また、工事等については、債務負担行為等を活用し、発注・施工時期等の平準化を図るなど、計画的に事業を遂行する手法を検討すること。

4. 一般会計に関する事項

(1) 歳入に関すること

① 市税は、経済情勢の推移、税制改正、その他制度動向等を勘案し、的確に算定するとともに、課税客体の把握には、関係機関と連携し、厳正に対処すること。特に、収納率向上は、市財政の根幹にかかわる重要課題であるため、全庁的に最大限の努力をもって取り組むこと。

② 使用料・手数料については、「使用料・手数料の適正化に関する指針」に基づき、市内外利用者に対して説明責任が果たせるよう、算出根拠について整理すること。

③ 国県支出金は、補助基本額、補助率、補助単価、事業内容、事業効果等を十分検討のうえ交付基準に基づき積算すること。

(2) 歳出に関すること

① 人件費は、近年の人勧動向を踏まえるとともに、各部課の業務量把握により的確に見込むこと。職員給においては、事務事業の一層の効率化を念頭に入れ、必要最少額を見込むこと。

② 扶助費については、客観的なデータに基づく需要を適切に把握し、事業効果を検証の上、住民ニーズや社会情勢に適応した事業への見直しや再構築を図り、適正額を計上すること。

③ 補助金は、「深谷市補助金等見直し方針」に基づき、毎年度、内容、必要性、期間等について精査し、見直しを図ること。補助制度は永続的なものでないことを認識し、事業効果を適切に把握し、最小の経費で最大限の効果が得られるよう活用を図ること。協議会等への負担金は、法令で加入が義務付けられているもの以外は内容を再度確認し、必要最少額とすること。

④ 新たな会計年度任用職員の任用については、業務内容を十分検討の上、必要額を計上すること。また、任用を継続する際は、業務の内容や量を精査し、漫然と継続することのないよう、留意すること。

- ⑤ リース・レンタルの使用料、保守点検・施設維持管理委託料等については、内容を精査し経費縮減に努めること。特に、保守点検については定期点検に替えて、スポット点検の活用も視野に、費用対効果を検証し、見直しを図ること。
- ⑥ 食糧費については、自己負担の観点から会議等における弁当等の公費支出は原則として行わないこと。また、宿泊費について、視察研修等においては、目的地や行程を精査し、極力宿泊を伴わないよう工夫するなど経費の節減に努めること。
- ⑦ 市内全戸に配布するチラシ印刷物については、その費用対効果を十分に検討すること。また、自治会を通じて毎戸配布している現状を鑑み、真に止むを得ないものを除き、「広報ふかや」への記事掲載や効果的な情報通信を活用し、経費を節減すること。
- ⑧ 新規事業の追加に際しては、市が策定している各種計画の趣旨や近隣市町村の状況、費用対効果を検証するとともに、企画課の事前評価を受けること。
- ⑨ パソコン等の電算関連機器やシステムの導入等については、ＩＣＴ推進室と事前に協議すること。なお、システムの新規導入にあたっては、ＩＣＴ推進室のシステム評価を受けること。
- ⑩ 公用車については引き続き保有台数の適正化を図る必要がある。稼働率の低い公用車については廃車を検討するとともに、公用車の買い替えや新規購入に係る費用は、真に必要な場合を除き、見込まないこと。

5. 特別会計に関する事項

一般会計の予算編成方針に準じて計上するよう十分研究し編成すること。

また、保険料・使用料など受益と負担の適正化を念頭に財源を確保するとともに、事業収入の確保や長期的な収支バランスの見通しによる採算性を十分見極め、基準内と基準外を明確にし、基準外の一般会計繰出金を縮減できるよう経営改善を図ること。

(1) 国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計

国・県の制度や医療費の動向を十分見極め的確に見込むこと。国・県補助金、保険料、療養給付費等を的確に把握し、一般会計繰出金に極力依存しないこと。また、決算において過大な繰越金が生じないように的確に見込むこと。

なお、国民健康保険特別会計については、税負担水準の適正化に向けて着実に事務を進め、一般会計繰出金の縮減を図ること。

(2) 各土地区画整理事業特別会計

国・県補助金等を的確に把握し、一般会計繰出金に極力依存することなく、事業の進捗に留意のうえ的確に見込むこと。

(3) 公営企業会計

公営企業会計の原則に基づき、これまで以上に効率的な経営と経営改善に努めること。